

議案第45号

小田原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

[改正理由]

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正され、補償基礎額が引き上げられること等に伴い、本市の非常勤消防団員等の公務災害補償についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

[内容]

1 消防作業従事者等の補償基礎額の引上げ（第5条関係）

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を10,000円（現行は、9,700円）に、最高額を15,000円（現行は、14,500円）に引き上げることとする。

2 補償基礎額の加算額の引上げ等（第5条関係）

配偶者を補償基礎額の加算の対象となる扶養親族から除外するとともに、扶養親族たる子に係る補償基礎額の加算額を次のように引き上げることとする。

改 正 後	改 正 前
1人につき433円	1人につき383円

3 非常勤消防団員の補償基礎額の引上げ（別表関係）

非常勤消防団員の補償基礎額を次のように引き上げることとする。

（ ）内の数字は、現行の金額

階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	13,340円 (12,900)	14,170円 (13,700)	15,000円 (14,500)
分団長及び副分団長	11,670円 (11,300)	12,500円 (12,100)	13,340円 (12,900)
部長、班長及び団員	10,000円 (9,700)	10,840円 (10,500)	11,670円 (11,300)

[適用]

令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用